

平成16年 2定 6月24日

旭山動物園について

【 質 問 】

最近の旭川市におきましては暗い話題が多い中で、近年における旭山動物園の成功は、唯一と言っていいほどの明るい話題であります。

その旭川市の希望の光を消さないためにも、これまでの経過を踏まえた上で、今後の旭山動物園をどうしていくのか、という視点でお伺いしていきたいと思っております。

去る6月6日には「あざらし館」がオープンし、期待どおりの人気、集客を得ているものと聞いており、今年度の入園者数は昨年を上回ることは確実であろうかと思っております。

オープン後間もないあざらし館でありますけれども、現時点における入園者の評価、もたらした効果についてお聞かせ願います。

旭山動物園の入園者数は、平成8年度には約26万人に落ち込みましたが、その後、園長を先頭に、職員の方の多くのアイデアと努力、それを後押しする市の再整備事業推進の方針により、年々入園者数が増加しました。

もうじゅう館、さる山、ペンギン館、オランウータン舎、ほっきょくぐま館、そしてあざらし館、毎年整備されてきたこれらの施設がなければ、入園者数も増加しなかったことは明らかで、また、今日のように注目を浴びることもなかったわけでありまして。

しかし、市の財政状況が大変厳しいこともあり、近年続いていた大型施設整備もあざらし館で一応の区切りとなると聞いております。

私は、昨年の第2回定例会において淡水水族館の建設について質問させていただきましたが、そのときの答弁では「当初の考えどおり、動物園に必要な施設であるとの認識は持っておりますが、市の財政状況を十分勘案しながら、実現の可能性を検討してまいりたいと考えております。」と、お答えをいただいております。

園長が言うところのマリンランド事業は、ペンギン館、ほっきょくぐま館、あざらし館とあわせて淡水水族館が建設されてこそ、事業が完成するとのことでありまして。

厳しい財政状況の中では、これ以上動物園に投資することは難しいとする一方で、これまで積極的に整備を進め、全国的に誇れる施設となり、その及ぼす経済波及効果も大きいことから、さらなる施設整備を進め、旭川市の重要な観光資源として活用していこうという声もあります。

その後、淡水水族館について市の考え方に変化があったのか、確認したいと思っておりますので、お聞かせ願います。

旭山動物園の運営体制についてであります。現在、管理係と飼育展示係の2係体制となっており、正職員の人員は管理係4名、飼育展示係14名、園長を含めて19名となっております。そのほかに29名ほどの嘱託・臨時職員がいますから、全部で48名程度と

ということです。

入園者数が約26万人であった平成8年当時の正職員数は18名ですから、施設整備が進み、入園者数が3倍以上になった現時点と比較して1名しかふえていないこととなります。

人員については、入園者数の増加や市内随一の観光スポットとしての役割に対応できるのか、心配であります。

ちなみに、円山動物園の正職員数は43名とのことであります。嘱託職員、臨時職員の増員により対応している面もあると思えますし、行財政改革により、市全体の職員数削減を進める中で、人員配置にも苦労があるのでしょうか。また、施設整備にお金がかかる中で、人件費をふやすわけにもいかないのでしょうか。

ですが、施設整備等のハード面と同時に、ソフト面の充実、入園者数増加に伴うサービスの向上が重要な中で、現在の体制で十分なのかと心配してまいります。

第1回定例会の総務経済文教分科会において、須藤議員が入園料金の後納について質問いたしました。現在、入園料の後納については、条例上できないとのことですが、団体入園やパック取扱業者からの要望が多いことから、市として検討するとのことでありました。

せっかく施設が整備され、全国的に注目を浴びている動物園の運営の仕方としては、要望があってから検討するのでは少し寂しい気がいたします。先んじて企画すべきこと、制度上ふぐあいがあればすぐに改めればよかったのではないかと思います。

また、入園者からは団体客、個人客を問わず、説明員・ガイドについての要望も多いと聞いております。

当面、集客力をもたらす大きな整備事業がないとすれば、入園者数の増加・維持において、ソフト面の充実、企画力の強化はますます重要となってくるものと思いますが、現在の体制では難しいのではないかと感じております。

嘱託職員や臨時職員、あるいは円山動物園のように、ボランティア募集により対応するのも一つの手であると思いますが、企画、普及宣伝、ガイド及びその育成を担う者として正職員の増員を初め、組織体制の見直しも必要であるのではないかと思います。

増員については平成8年の一般質問でもお伺いし、「施設の規模、事業内容に応じた適正な人員配置を行っていく」と、答弁をいただきましたが、当時と比べると、まさに施設は充実し、事業内容も大きなものとなっております。

しかし、先ほど述べましたとおり、余り体制は変わっていないように思いますので、お考えをお聞かせください。

【商工観光部長答弁】

旭山動物園についてのお尋ねがございました。

あざらし館につきましては、オープン前から各報道機関の好意的な取材、報道が相次ぎまして、全国に知られるところになりました。

その結果、晴天に恵まれた6月6日のオープン日には1万1千500人もの人々が入園され、新しいあざらし館の魅力に十分感動してくれたようでございます。

特に、水深6メートルのプールや円柱水槽の中を自在に泳ぐアザラシの姿については、高い評価を受けているところでございます。

その効果でございますが、あざらし館オープン以後は、道内外からの団体入園者が激増しておりまして、平日にまでバスツアーが組まれるようになりました。これらはあざらし館の効果であると考えております。

次に、旭山動物園は、平成9年の開園30周年から、先日オープンしましたあざらし館まで、連続的に施設の整備を進めてまいりました。

今後の淡水水族館に関する考え方ですが、淡水水族館は、これまで水系展示施設として整備してきた、世界の海と旭川市民とを結ぶ石狩川水系をテーマとしたものであり、動物園の展示計画上、重要な位置づけにあるものと認識しておりますので、市の財政状況を十分に見きめながら、可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、旭山動物園の人員体制についてですが、確かに正職員の数は1名の増加となっております。施設の大型化や展示の方法による必要人員については、臨時職員と嘱託職員を配置することで、適宜対処してきたところでございます。

しかしながら、施設の維持管理や増加する入園者と旅行者への対応、交通対策、そして多様化する報道機関への情報提供や各種団体からのガイド要望など、近年増加している利用者のニーズに対して、組織体制が追いついていないと認識しております。

今後の緊急かつ重要な課題として受けとめているところでございます。

市営住宅について

【 質 問 】

先日、ある本を読んでいると滞納していた公営住宅の家賃の時効(5年)が成立したと書いておりました。

内容を読むと、自治法は、「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利や地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものは、他の法律に定めがあるものを除いて、その債権を行使しない状態が5年継続したときは、時効により消滅する」と書かれておりました。

そんな本を読んで間もなく、3月30日の北海道新聞に市営住宅管理「厳しく」と掲載されておりました。

2002年度末で市営住宅の数は4千560戸。未収入家賃が3億3千万円。そして、50万円以上の滞納は218件、中には400万円以上滞納しているケースもあるということでした。

このたびの第2回定例会にも、春光台団地の建てかえに伴い、2号棟新築工事の契約議案が提出されておりますが、43戸の本体工事分で4億5千150万円、電気、設備、建具、配管、その他の工事も必要ですので、これらを含め、この団地の1戸当たりの建設費は、土地代を除き約1千600万円を上回ると伺っております。

市営住宅は、今後も旭川市公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づいて、老朽化した住宅の建てかえ・改善などで、毎年平準化して10億円以上の投資が必要となります。

そのような中で、市営住宅への入居を希望し、実際に申し込み手続きをして待機されている方々が、毎年1千世帯以上いらっしゃるという聞いておりますが、現在の市営住宅管理戸数約4千600戸から、さらに1千戸以上ふやすということにはならない財政状況だと思います。

この3月に、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告書及びこれに添えて提出する意見書が報告されております。これは市長が、土地の管理とあわせて1千600万円かけて公認会計士に委託し、平成14年度の市営住宅の管理、すなわち経営の分析をお願いし、報告してもらったものです。

その中で、外部監査人から何点か指摘がありました。そのことにかかわって質問させていただきます。

まず、お伺いいたします。

市営住宅の設置の前提となっております公営住宅法には、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること」と規定されております。

また、平成8年の改正で、応能応益ということで入居しやすいようになっておりますが、入居に当たっては一定の条件があり、本市の市営住宅でその条件に反しておられる方がどれぐらいの世帯あるのか。

また、それらの方々にはどのような対応をされているのか、お聞かせください。

厳しい経済状況の中で、先ほども紹介したように、応能応益ということで民間とは異なる入居しやすい家賃体系となっておりますが、管理状況についてみますと、その実態は平成14年度末現在で未収金、いわゆる家賃の滞納額が3億円以上にも達しており、収納率は現年度で91.62%、過年度を含めて全体で69.21%、滞納世帯は1千137世帯ということであります。

市の他の収入に関して言えば、市税等についても同様に収納率の向上、滞納整理強化が

重要な課題であり、各自治体においては特に力が入っているように思われます。

家賃の滞納整理に当たっても、調査・研究などを行っていると思いますが、滞納者への対応について、とりわけ高額、あるいは長期の滞納者にはどのように対応されてきたのか。

また、国による公営住宅家賃収入補助金制度についてですが、申請手続の上で入居者の収入申告が必要なわけでありませけれども、なかなかその収入申告の義務を果たされない入居者も多いと聞いておりますが、補助金申請額にも影響していると監査結果報告書には記されております。これからの対策についてお聞かせ願います。

【都市建築部長答弁】

包括外部監査の結果を踏まえた市営住宅の管理のあり方にかかわりまして、数点の御質問がございましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

初めに、市営住宅の入居条件に反している世帯についてのお尋ねでございますが、高額所得者は平成14年度末で6世帯ございました。

高額所得者に認定されますと、期限を定めた明け渡し請求により退去義務が生じますが、本市におきましては、実務的な手続が未整備のため、書面による明け渡し義務の通知と、戸別訪問による退去を指導しているところでございます。

また、収入超過者は226世帯ございました。収入超過と認定されますと、明け渡しの努力義務が生じますことから、明け渡しを勧誘する書面を送付しているところでございます。

次に、高額あるいは長期の滞納者への対応についてでございますが、納期までに家賃を納入されない場合には、その月ごとに督促状を送付しております。

なお、3カ月以上の家賃滞納者には、公営住宅法による明け渡しを請求することに対応いたしまして、催告状を年3回発送しております。

また、平成15年度から専従の嘱託職員2名を配置いたしまして、滞納整理のため戸別訪問を実施しており、お尋ねのありました収入申告義務に係る指導につきましても、あわせて行っているところでございます。

今後は、体制の整備を図りながら、入居者に市営住宅の制度、趣旨を十分理解していただくとともに、改善すべき点につきましては、速やかに対応してまいりたいと考えております。

障がい者が安心して在宅生活を送るための施策について

【 質 問 】

障がいを持っておられる方々が待ち望んでおられました施設、設計段階から多くの要望や意見、そして他の施設を視察に行き、研究し、平成14年6月30日にオープンした障がい者福祉センター「おびった」は、平成14年に6万5千人、平成15年度には12万1千人もの利用がありました。簡単に月平均にすると、1万人の方々が施設を利用しております。たくさんの方々に利用され、本当に素晴らしい施設だと感じておりましたところ、平成15年度の北海道が主催する北海道福祉まちづくり賞のハード部門で優秀賞を受賞されたと、新聞で拝見をさせていただき、これも障がい者福祉の充実を推進する市政の成果のあらわれであり、深く敬意を表する次第であります。

市が現在実施している障がい者福祉事業は数多くありますけれども、例えば休日等歯科対策事業の中に心身障がい者歯科診療があります。

これは、旭川市が社団法人旭川歯科医師会の協力を得て、同会の道北口腔保健センターが実施しているものであり、私も先日視察に行かせていただきました。

食べるということは、栄養確保という生きるための基本的な機能の一つであると同時に、人生における基本的な楽しみの一つでもあります。口腔機能障害を早期に発見することによって、ライフサイクルを健康で幸せに生活できるように、同センターでは常勤医を中心に、歯科医師会会員のボランティア的活動により実施しているとのことであります。

同センターに来院する患者も増加傾向にあるとのことで、平成15年度の患者数は1千855人とのことです。

ただ、センターでは会員のボランティア的奉仕により成り立っているのが現実とお聞きいたしました。今後とも行政の協力が必要だと感じ、帰ってまいりました。

さて、重度の障がい児が成人して、親子で助け合い、励まし合いながら、幸せな家庭生活と社会生活、そしてさらには一歩進んで社会参加に積極的に取り組み、充実した在宅生活をしていくために、いざというときの障がい者に対する専門的な外来や、入院機能を持つ医療機関や福祉施設などがぜひとも必要と考えておりますが、現在の旭川市の施策についてお聞かせください。

【保健福祉部長答弁】

重度障がい児の成人後の在宅療養に関する取り組みについてのお尋ねであります。

現在、在宅の重症心身障害者などを対象に、昼食・入浴・送迎等を行う通園事業、身体障害者療護施設の入所待機者を対象にデイ・サービスを行う療護施設通所型事業（B型）巡回で訪問入浴を行う訪問入浴サービス事業などを実施しております。

さらに、在宅福祉サービスに関する相談窓口として、障がい者や家族への各種情報提供などを行う総合的な相談窓口としての生活支援事業、障がい者の家庭を巡回し、健康相談・

助言などを実施する訪問療育等指導事業、外来による相談・指導を行う外来療育等指導事業、コーディネーターによる在宅療育生活に関する相談を行う地域生活支援事業など、障がい者やその家族を地域で支援する取り組みを実施しているところであります。

また、御質問の中にもありましたとおり、一般の歯科診療所での診療が困難な障がいのある方が、適切な歯科診療を受けられるよう、社団法人旭川歯科医師会に委託して、心身障害者歯科診療を実施いたしております。

この中で、全身麻酔を必要とする重度の障がい者歯科診療につきましては、市立旭川病院の歯科口腔外科で診療を行うよう、体制を整えており、今後も障がいのある方が安心して歯科診療を受けられるよう、継続してまいりたいと考えております。

動物園の開園日について

【 質 問 】

旭山動物園の開園日については、平成16年度で言えば夏期が4月29日から10月17日まで、冬期が1月3日から3月27日までとなっております。冬期開園については、平成11年度から実施され、ことしは1月2日から1月5日のお正月の特別開園を実施していることは、利用者のニーズに対応した試みであるものと評価するところであります。

しかしながら、おわかりのように、3月末からゴールデンウィークが始まるまでの約1カ月間は休園日となっております。本格的なシーズン到来に向けて、除雪作業などのさまざまな理由があるものと承知しているところではありますが、この期間は子供たちの春休みと重なる時期でもあることから、開園時期を検討していただくわけにはいかないかと思っております。

同じ道内の円山動物園は、年末を除くほかは開園しております。より多くの利用者ニーズにこたえるため、とりわけ多くの動物園ファンの子供たちのためにも、冬期開園、お正月の開園に引き続き、この期間、少しの期間でも開園していただけないかと思っております。お考えをお聞かせください。

市外からの入園者に対する利便性の向上についてであります。昨年82万人を超えた入園者数であります。昨年のお盆時期の有料入園者数の割合は旭川市が23%程度で、残り77%が市外からの入園者で、そのうち札幌方面からの入園者数は約30%とのことです。

これら多くの市外からの来園者に対応するため、ことしのゴールデンウィークにはJRの協力により、オホーツク号が東旭川駅に停車するようになりました。バスを利用したツアー客も増加しております。

公共交通機関を利用して来られる方々に対しても、さまざまなサービスが考えられるわ

けですが、何かお考えがありましたらお聞かせください。

【商工観光部長答弁】

動物園の開園期間に関するお尋ねですが、現在、ゴールデンウィーク前の約1カ月は休園して大規模な園内整備作業を行っておりますが、園内の観覧通路と管理通路が分離されていないため、作業に支障を来すこととなりますので、現時点での全面的な開園は大変難しいと考えております。

しかしながら、小中学校の春休み期間中につきましては、作業日程を調整しながら開園するように体制を組んでまいりたいと思っております。

次に、市外からの来園者への対策でございますけれども、旭山動物園を訪れる方は、自家用車を利用されることが多いわけですが、最近では、各種バスツアーが着実に増加してきております。

一方で、JRを利用されるお客様も増加しており、バスへの乗り継ぎに不便をおかけしているところでございます。

そのため、夏の期間につきましては、ファンファン号を運行しまして、利便性の向上を図っておりますが、旭川駅前発動物園行きの定期バスにつきましても、現状1時間に1本の運行となっておりますところを、2本に増便していただくようバス会社へ要請しているところでございます。

実現の際は、市外からの来園者に対する利便性はさらに向上するものと考えております。

市営住宅について

【質 問】

家賃の年間収入額は、調定額で約11億円、収入済み額では7億6千万円とのこと。市営住宅の直接的な建設・建てかえの財源はおおむね補助金と起債が半分ずつではありますが、起債の償還額が大きいことや市営住宅の維持・修繕にも毎年2億円以上の経費がかかるなど、市民の多額の税金が使われております。

応能応益の家賃体系や生活に困窮した場合には家賃等の減免制度もあります。そうした中で市営住宅制度の趣旨を御理解いただけない方々については、きちんと対応するべきだと思います。

入居条件に反している高額所得者、あるいは長期・高額滞納者に対する明け渡し請求の考え方はありますか、具体的に考え方を示してください。

【都市建築部長答弁】

市営住宅の入居条件に反している高額所得者及び長期・高額滞納者に対し、明け渡し請求する考えの有無についてのお尋ねでございます。

高額所得者、高額滞納者及び長期滞納者に対しましては、明け渡しを求めることが可能となるように、今後、できるだけ早いうちに運用基準を定め、明け渡しを求めてまいりたいと考えております。

また、その際に必要な事務手続の制定につきましては、予算措置を含め、総合的なスケジュールを示すなど、市営住宅の管理にかかわる包括外部監査の結果を厳粛に受けとめ、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

障がい者について

【 質 問 】

先ほど、在宅療養に関する取り組みについて答弁をいただきましたが、福祉施設については通所のサービスがある程度行われておりますが、いざというときの医療機関が、親御さんにとっても一番心配なところではないでしょうか。

障がいがあっても、どこの病院でも受け入れはしてくれますが、例えば、先ほど私が質問した中で説明をさせていただきましたが、道北口腔保健センターの歯科診療の例のように、内科やほかの診療科目についても、障がいがある方の気持ちや体の状態に配慮した専門的かつ横断的な診療体制が求められていると思います。

そのような外来や入院体制は、まさに公立の病院の大きな役割の一つであると思います。

市立旭川病院は、近年の建てかえを契機に、視覚障がいがある方のために、最寄りのバス停から玄関までの通路に対して、点字誘導ブロックを設置したり、車いすの方が2階の外來に行くために利用できるエスカレーターを設置したり、聴覚障がいがある方の受診に際し、筆談で対応する表示をしたりなど、障がいがある方の立場に立ったさまざまな施策を実施され、通院しやすい病院になってきておりますが、診療本体に当たっての取り組みとして、例えば「障がい専門外来」や「障がい専門病棟」など、障がいがある方や親御さんが気兼ねなく受診できる体制があれば、きっと安心した在宅生活が送れることにつながると思います。

旭川市民の病院として、また、総合病院の模範、そして道北の基幹病院の一つとして、先駆的な役割を果たすべきではないかと考えておりますので、ぜひ研究していただきたいと思っております。

さて、障がい者に関する2回目の質問ですが、「障がいがある人も地域で生活できる社会」を目指し、身体・知的障がい者がみずからサービス事業者を選び、契約する仕組みとして、

平成15年4月1日から障がい者支援費制度が始まりました。スタートから1年余り経過しましたが、新聞等の報道によりますと「自分に合ったサービスを利用しやすくなった」との意見が多いとのこととあります。

市内の利用者からは、どのような声が上がっているのか、把握してありましたらお聞かせください。

また、支援費制度は国の補助金等で行われておりますが、その一方で、初年度から財政難が深刻な状況であるとのこととあります。それは、支援費制度の柱となるホームヘルプサービスの利用者が当初の予定を上回ったことが主な原因であり、昨年度の当初予算に対する最終的な不足額は約128億円にも上ったとのこととあります。

報道により、流用措置によって賄えなかった不足分約14億円について、自治体の負担となったとのことですが、本市においても影響があったのか、お伺いいたします。

国の三位一体改革が進む中で、補助金などで行う支援費制度は将来的な財源確保が容易でなく、早くも制度維持が難しい状況と言われております。

このため、厚生労働省では障がい者支援費制度と介護保険制度の統合について検討を始め、去る6月4日には試案が示されております。

その試案の概要は、高齢者と障がい者で共通するサービスを保険料で賄い、障がい者に不足するサービスを補助金などで提供するというものであります。

障がい者支援費制度と介護保険制度の統合については、宮城県知事のように「半分が保険料で賄われ、財源が安定している介護保険と統合するのが現実的だ」という賛成論もある一方で、障がい者団体を中心に「サービスが低下する」「時期尚早」などという反対論も多いようです。

そこで、お伺いいたしますが、このような状況の中で、障がい者の方々が安心して暮らしていくために、今後の見通しと旭川市のとるべき方策についてお聞かせください。

【保健福祉部長答弁】

障がい者のための施策に係る御質問に順次お答えいたします。

まず、支援費制度がスタートし、市内の利用者からどのような声があるのかという御質問であります。

利用者から支援費制度についての感想等を問うアンケートなどは実施いたしておりますが、平成14年度と15年度の在宅サービスの利用状況及び事業所数を比べてみますと、延べ利用者数で約1.7倍に、身体障害のホームヘルプサービスの事業所数で約1.2倍にふえましたことから、本市において支援費制度が着実に活用されていること、また、利用者がみずから事業者を選択する幅が広がったものと認識いたしております。

次に、国の補助金不足がもたらした本市への影響についてであります。ホームヘルプサービスにつきましては、補助申請額に対しまして、補助決定額で4%の約260万円が

減額となっております。

また、その影響はホームヘルプサービスにとどまらず、日常生活用具給付事業にも波及し、29%の約580万円が減額となったところであります。

支援費制度と介護保険制度の統合についてであります。

本市におきましては、障害のある方々が安心して生活できるようサービスの提供に取り組んできたところでありますが、利用者の増大に伴い、支出額についても増加が見込まれる一方、今後とも安定的・継続的なサービスの提供も考慮する必要がございます。

このようなことから、両制度の統合につきましては、今後の障害者施策の根幹を揺るがしかねない大きな制度の見直しであると認識しており、今後、国の動向を注意深く見守っていくとともに、関係団体とも必要に応じて対応を協議していかなければならないものと考えているところでございます。

動物園について

【 質 問 】

これまで、幾度となく旭山動物園に関して質問させていただきましたが、ここ数年は大型施設整備ラッシュで話題も豊富でありました。

動物園につきましては、今、全国的な注目を浴びて市の知名度アップにも貢献し、観光客も増加し、経済波及効果も大きいことが証明されております。

それゆえに、最初に申し上げたように、大型施設整備が打ちどめになるという話は大変気になりますし、これからの旭山動物園をどのようにしていくのかというビジョンがなければ、不安でなりません。

今後の施設整備を含めた旭山動物園に対する考え方を改めてお聞かせください。動物園に人一倍思い入れがある私でなくとも、今後も動物園を守り立てていこうと思うのは、動物園を応援する多くの市民、お集まりの議員の皆様も同じではないかと思えます。

昔でしたら動物園に関連の質問をする人がいなかったのですが、今議会においても、福井議員、笠木議員、室井議員、中村議員と本当にたくさんの方々の質問がありました。

それだけ、動物園に期待しているものだと思っております。

また、淡水水族館については、福居議員のカムバックサーモン大作戦とともにやると、いい事業になるのではないかと考えております。

希望の持てるような答弁をよろしくお願い申し上げます。

【市長答弁】

旭山動物園は言うまでもなく、今や全国から脚光を浴びて注目をいただいているわけであります。

これもひとえに、まずは園職員の皆様方の努力、そして全国にPRをいただいております報道関係者の皆様方の御支援、あるいは市民の方々の強力な御協力、そして、さながらこの定例議会も36名全員が動物園の理解者、私は、そういうふうを受けとめさせていただいているわけございまして、先般は秋田県の方々に来て、旭川のホッキョクグマを見て、何とかしたいということで、定例会には6人の方々が県議会でシロクマの話と動物園が出る。こういうお話をいたしております、私ども大変うれしく思いましたし、この間も大臣が二人来ましたが、著名な方々が来たら、「旭川はどこか見るところはございませんかね」というのが今までの話で多かったわけでありますが、もう今は、向こう側から「あすはぜひ旭山動物園に行きたい」、こんな話でございました。

また、きょう議場におられるある議員さんからのお話でございましたが、テレビにも出たということでありまして、総理大臣みずからが全国議長会の会合で、「発想の転換が日本の国は必要だ、旭山動物園を見習え」と、この趣旨のような話もあったということでありまして、本当にうれしい限りであります。

今後とも、これまで同様、さまざまな工夫を重ねて、努力を続けていかなければならないと思っているわけでありまして、お話のとおり、今後の整備につきましては、大型施設の整備ということでありまして、市の財政状況というものも勘案しつつ、十分な検討を行いながら、具体的な構想というものを取りまとめていきたいと考えているところでありまして、当面は利便施設、あるいは園内の環境整備やソフト面の充実を図り、動物にとってよりよい飼育環境を整えることなどを優先しながら、さらに魅力ある動物園づくりというものに努めてまいりたいというふうに考えているわけでありまして。

しかし、いずれにしても、財政もさることながら、一次的、二次的、三次的、その波及効果というものは、お金でかえられないものがあるなというふうに議員各位の皆様方も、私も感じているのではないかと考えておりますので、どうぞ今後とも御理解と御協力を賜りたいと思っておりますが、なお、明年オープンをいたす予定になっております青少年科学館とも連携し、観光や学習のスポットとしてのPRにも力を入れてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【 指 摘 】

また、市営住宅については、指摘だけをさせていただきます。

先ほど、本市の市営住宅の家賃の収納率が現年度と過年度を合わせた全体で69.2%ということでお話をしましたが、道内の主要7都市、札幌、函館、釧路、帯広、苫小牧、小樽と比較しますと、これらの都市の全体収納率は、最高で96%、最低でも85.5%です。いずれの都市も、滞納に対する法的措置を行っており、その基準も滞納月数で3カ月から13カ月、滞納金額で10万円から70万円を対象としているとのことであります。

ちなみに札幌市の例では、年間1千200万円程度の費用を計上しており、訴訟、調停及び強制執行を合わせて、おおむね150件以上の法的措置を行っており、収納率は全体で93.7%、現年度は98%とのことでございます。

本市におきましては、市営住宅に入居を希望して待っている方々が1千世帯以上もあることなどを考えますと、市営住宅の入居条件に反している高額所得者や、あるいは長期・高額の滞納者に対しては、公平・公正の面から、毅然とした対応が求められるものと思えます。

また、本市の収納率のうち現年度分は91.88%ということですので、明け渡し請求や、滞納整理の法的措置の基準を設け、早急に、累積している未収金の一掃を図られることを期待しております。

障がい者の福祉について

【 質 問 】

障がい者の福祉についてでありますけれども、これから出てくる「障がい者」という字を平仮名と漢字二つが出てきますので、皆さんの頭の中でいろいろと考えてください。

ここ数年前から、各自治体において「障害者」の表記の方法について変更しようとする動きが広がっているようであります。漢字で表記されている「害」の字を平仮名に置きかえることや、平仮名に置きかえるとともに「障がいのある人」「障がいのある方」等とする内容であります。

障害の「害」という字を辞書で調べると、妨げ、支障、災いと書いてありました。そのほかに使われている文字を調べて見ると、悪いイメージを連想させる言葉が多く、よいイメージの言葉は出てきませんでした。昔は、「害」という字は「石」偏に疑惑の「疑」と書いていたようです。その後、当用漢字に当てはめるときに、今使われている「害」という字が採用されたようです。しかし、本来であれば「礙」の俗字は「碍」という字なので、「障がい者」という字を「障碍者」と書いておられる方もいるそうです。石偏の「碍」の意味は妨げるという意味であって、それに対し今使われている害は、文字どおりの害であり、

他人を害するという意味があることから、この文字を嫌う人は当事者のみならず、石偏で書く「障碍」、あるいは平仮名の「しょうがい」を使っている方が多くおられるそうです。

表記方法の改正につきましては、東京都多摩市において、平成12年12月発行の広報誌などから順次障害者の「害」を平仮名に置きかえることにしたのが、先駆け的な例として挙げられておりますが、このことが掲載された当時の新聞記事では、これに対して、お役所の姑息な手法とか、言葉の表面を改めても根本的な問題の解決にはならないなどという意見があると書かれておりました。

確かにいろいろな考え方があるのかもしれません。しかし、現実には嫌な思いをしている人が少なからずともおられるのでしたら、それを取り除くことも大切なのではないのでしょうか。

主な道内の他都市の状況を見たところ、伊達市がいち早く表記法の変更に取り組んでいたようで、平成14年4月から実施しており、それ以降札幌市が平成15年7月から部長通知で「障がいのある人」と表記することに変更しました。

札幌市の組織図を見たところ、障がい福祉課の「害」という字は平仮名で表記されておりました。さらに、深川市は平成16年4月から、芦別市が平成16年5月から、釧路市が平成16年6月から「平仮名」表記に変更するなどしております。

旭川市内の福祉関係者の中においても、このような取り組みを実施している施設があるのです。

旭川市として、今後、このことについてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ願います。

【保健福祉部長答弁】

障がいの「害」という文字使用に係る本市の考え方についてであります。

「害」という字の表記につきましては、ここ数年の間に道内自治体の間でも漢字の「害」から平仮名の「がい」へ見直しを図っているところがふえてきている状況でございます。

本市といたしましても、言葉や文字のニュアンスが関係の方々に不快な思いを抱かせるものであるとすれば、適宜見直していくことは当然と考えているところでございます。

こうしたことから、本市では「障がい」の表記のあり方について、この秋に実施を予定してございます旭川市障害者計画策定のためのアンケート調査で、市民の方々の御意見や御意向を把握するとともに、障害者団体の方々を初め、学識経験者等で構成いたしております旭川市障害者計画策定部会で御検討をいただき、適切な名称を設定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。